

浦安市自主防災組織ガイドブック

初版（令和7年1月発行）



【問い合わせ先】

浦安市 総務部 危機管理課 地域防災係

電話 047-712-6899

FAX 047-355-6239

Eメール kikikanri@city.urayasu.lg.jp

浦安市自主防災組織ガイドブック

目次

第1章 自主防災組織の概要について

- ・ 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- ・ 2 自主防災組織とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- ・ 3 自主防災組織づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- ・ 4 自主防災組織の結成・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- ・ 5 自主防災組織が平常時にすべきことは？・・・・・・・・ 8 ページ
- ・ 6 自主防災組織が災害時にすべきことは？・・・・・・・・ 12 ページ

第2章 浦安市からの助成制度・支援制度について

- ・ 1 浦安市自主防災組織設立及び事業費補助金について・・・・ 16 ページ
- ・ 2 浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金について・・・・ 16 ページ
- ・ 3 浦安市自主防災組織防災資器材の貸付について・・・・ 17 ページ
- ・ 4 その他の市の支援事業について・・・・・・・・・・・・ 23 ページ
- ・ 5 浦安市自治会自主防災組織連絡協議会について・・・・ 23 ページ

※上記の自主防災組織への補助金やその他支援事業の詳細につきましては、別冊の「自主防災組織関係書類一式【様式集・支援事業の紹介】」を参照してください。

第3章 防災に係る参考情報について

- ・ 1 浦安市ホームページより・・・・・・・・・・・・・・・・ 24 ページ
- ・ 2 千葉県ホームページより（千葉県による研修会）・・・・ 29 ページ
- ・ 3 総務省消防庁ホームページより・・・・・・・・・・・・ 29 ページ

第1章 自主防災組織の概要について

1. はじめに

浦安市では自治会を単位とした「自治会自主防災組織」が、令和7年1月時点で、市内に82組織が結成されています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、本市は震度5強及び30分後には震度5弱が発生、液状化により宅地を始め道路や学校、公園といった公共施設に被害をもたらしました。

災害の被害を最小限におさえるため、市民一人一人が「自らの命は自らで守る」という『自助』や「自分たちの地域は自分たちで守る」という『共助』の考え方にに基づき、平素から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らと地域の安全を守る行動が重要です。

また、地域における初期消火活動や救助・救出活動、応急救護活動、避難活動、自主防災組織が中心となって運営する「避難所運営委員会」への参加など、日頃から顔を合わせている地域住民同士がお互いに協力し合いながら様々な活動に積極的かつ組織的に取り組むことも重要です。

このガイドブックは自治会自主防災組織をこれから新たに結成される方や引継ぎを受け新たに防災担当になる方などに、各地域の特性に応じた自主防災組織の活動を行うための基礎となる手引書として、ご活用いただくことを目的としており、市民が参加して地域の自主防災活動に取り組む「自主防災組織」の結成と活動のほか、浦安市の自主防災組織への支援事業などについて紹介します。

ひとりでも多くの市民が地域の自主防災活動に参加して、活力ある「自主防災組織」を結成することで、皆さんの手によって、一層、地域の防災力を高める一助にさせていただきますようお願いいたします。

令和7年1月 浦安市 総務部 危機管理課



2. 自主防災組織とは

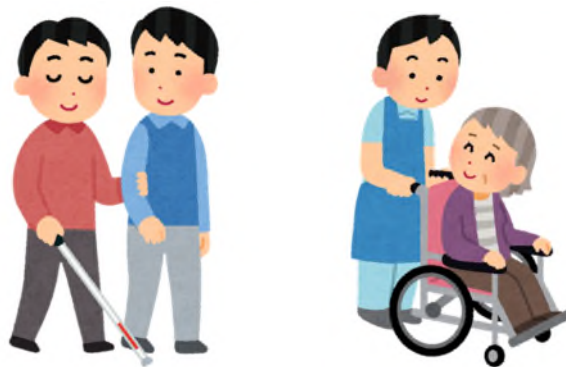
災害による被害を最小限にするためには、自助・共助・公助の連携が重要です。このうち「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づき、地域住民が自主的に結成する組織が「自主防災組織」です。

大災害が発生した場合、消防をはじめとする防災関係機関は全力を挙げて防災活動を行いますが、災害時には行政や防災関係機関の活動は著しく困難になる事が予想されます。

このような中で、災害による被害を最小限に食い止め、地域住民自らが、災害の初期段階で防災活動を行う事が大変重要になります。

また、地域の高齢者や障がい者等の災害時に特に配慮が必要な「要配慮者」に対して、誰よりも早く支援の手を差し伸べられるのは地域の皆様です。

このように「自主防災組織」には、日頃から地域の防災訓練などを通じ、いざというとき、一体となって地域の方々の避難支援や救出救護活動等をすることが期待されています。



【参考】自主防災組織の法的な位置づけ

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第二条の二において、「住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。）」と定義されています。

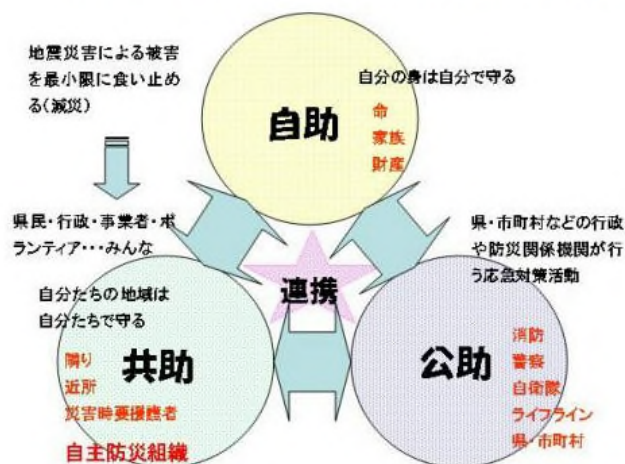
また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）第三条においても、「地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要である」としています。

【参考】 災害対策の基本

災害対策の基本

災害による被害を最小限に抑える（減災）ためには、「自助」・「共助」・「公助」の連携が重要です。

- ・【自助】・・・自分の命は自分で守る
- ・【共助】・・・自分たちのまちは自分たちで守る
- ・【公助】・・・県・市町村などの行政や防災関係機関による救助・援助等



【出典】 千葉県ホームページより抜粋

<https://www.pref.chiba.lg.jp/bousai/jishubousai/hitsuyousei.html>

3. 自主防災組織づくり

自分たちのまちは自分たちで守るという意識を持ち、地域ぐるみの自主的な防災組織づくりをしましょう。

市では、自主防災組織の設立や運営に対する補助金や、その活動に必要な防災資器材の購入に補助金を交付しています。

また、浦安市自治会自主防災組織連絡協議会や千葉県が開催する研修や訓練への参加などを通じて、地域の防災力の向上を目指しましょう。

特に、日常、地域活動に役割を果たしている女性の経験、能力を活用することに留意しましょう。

4. 自主防災組織の結成

地域や自治会の実情などにより、自主防災組織の規模も変わります。

地域の皆様が、防災活動を行う場合に、お互いに協力して「私たちのまちを守る」という連帯感と日常生活上の一体性を有し、活動を行うことが望ましいと考えられます。

具体的には、地域の互助やコミュニティ活動等を主な目的としている自治会が主体となり結成や活動していくことが望まれます。

浦安市の自主防災組織に係わる補助金交付要綱では、「自主防災組織」とは、地域の防災活動を行うため自治会を単位としておおむね 100 世帯以上で組織された団体であって、団体としての規約を持つとしていますので、自主防災組織を結成される場合には、まず「自治会」の結成した後、「自治会自主防災組織」を結成してください。

結成にあたり、不明な点がありましたら、危機管理課までご相談ください。

【参考】自主防災組織結成単位別の特徴

町内会・自治会を活用した事例			
浦安市			
結成方法	自治会=自主防災組織	自治会の下部組織	自治会とは別組織
内容	自主防災組織という形式で役員も兼務する。	町内会の一部として自主防災活動部門を設置する。	別個に全く独立した自主防災組織を作る。
特徴	組織作りが容易で、継続しやすい。	組織作りが用意で継続しやすい。	組織としての下地が無いため組織づくりが難しい。
	住民にとって組織の仕組みがわかりやすい。	経験が蓄積され専門性が高まる。活動の独自性を発揮しやすい。	経験が蓄積され専門性が高まる。活動の独自性を発揮しやすい。
	自治会の役員交代によって活動方針や熱意が変わる。	自治会の役員交代によって活動方針や熱意が変わる。	同一地域に二人の長がいて、混乱や対立が起こりやすい。

【出典】千葉県ホームページより抜粋

<https://www.pref.chiba.lg.jp/bousai/jishubousai/hitsuyousei.html>

【自主防災組織結成までの手順一例】

- (1) 自治会の結成 ※地域振興課へ相談ください。
- (2) 自治会内で「自治会自主防災組織」の結成を検討する
- (3) 自治会の役員会等の規約・防災計画・組織図・事業計画案を作成する
- (4) 自治会の総会で審議する
- (5) 自治会員に周知する
- (6) 事業計画に基づいて、防災訓練や会議の実施、防災資器材の整備・点検をする
- (7) 「浦安市自主防災組織設立及び事業費補助金」の制度を活用する
 ※設立時は、「浦安市自主防災組織結成届出書(別記第1号様式)」のほか、自主防災組織の「規約」や「防災計画」の提出が必要です。

【規約の例】

〇〇〇〇〇〇自治会防災部規約																
<p>(名 称)</p> <p>第1条 この組織は、〇〇〇〇〇〇自治会防災部（以下「防災部」という。）と称する。</p> <p>(組 織)</p> <p>第2条 防災部は、〇〇〇〇〇〇自治会（以下「自治会」という。）の下部組織とする。</p> <p>(事務所の所在地)</p> <p>第3条 防災部の事務所は、〇〇〇〇〇〇自治会集会所に置く。</p> <p>(目 的)</p> <p>第4条 防災部は、地域住民の隣保共同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、地震、その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第5条 防災部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する知識の普及に関すること。 2 地震等に対する災害予防に関すること。 3 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。 4 防災訓練の実施に関すること。 5 防災資機材等の備蓄、整備、保守管理に関すること。 6 その他、防災対策上必要な事項。 <p>(構成員)</p> <p>第6条 防災部は、〇〇〇〇〇〇自治会会員及びその家族をもって構成する。</p> <p>(役 員)</p> <p>第7条 防災組織に次の役員を置く。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 本 部 長</td> <td>1 名</td> <td>自治会長が兼務する。</td> </tr> <tr> <td>2 副 本 部 長</td> <td>2 名</td> <td>自治会副会長が兼務する。</td> </tr> <tr> <td>3 幹 事</td> <td>若干名</td> <td>自治会理事が兼務する。</td> </tr> <tr> <td>4 会 計</td> <td>1 名</td> <td>自治会会計が兼務する。</td> </tr> <tr> <td>5 監 査 役</td> <td>2 名</td> <td>自治会監事が兼務する。</td> </tr> </table> <p>2 役員の任期は2年とする。ただし再任することができる。</p>	1 本 部 長	1 名	自治会長が兼務する。	2 副 本 部 長	2 名	自治会副会長が兼務する。	3 幹 事	若干名	自治会理事が兼務する。	4 会 計	1 名	自治会会計が兼務する。	5 監 査 役	2 名	自治会監事が兼務する。	<p>(役員の仕事)</p> <p>第8条 部長は防災部を代表し、会務を統括するとともに、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。 3 幹事は、担当する部の任務を統括するとともに、会務の運営にあたる。 4 会計は、防災部の会計の任にあたる。 5 監査役は、防災部の会計を監査する。 <p>(会 議)</p> <p>第9条 防災部に総会及び幹事会を置く。</p> <p>(総 会)</p> <p>第10条 総会は、毎年自治会の総会時に開催するものとする。ただし、特に必要がある場合は、随時に開催するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 総会は、部長が招集する。 3 総会は、次の事項を審議する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 規約の制定及び改正に関すること。 2 防災計画の作成及び改正に関すること。 3 事業計画に関すること。 4 予算及び決算に関すること。 5 その他、総会が特に必要と認めたこと。 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。 <p>(幹事会)</p> <p>第11条 幹事会は、本部長以下役員をもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 幹事会は、次の事項を審議する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 総会に提出すべき事業 2 総会により委任されたこと。 3 その他幹事会で必要と認めたこと。 <p>(防災計画)</p> <p>第12条 防災部は、地震など非常災害時による被害の防止及び軽減を図るため、別に防災計画を作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 防災計画は、次の事項について定める。 <ol style="list-style-type: none"> 1 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。 2 防災知識の普及に関すること。 3 防災訓練の実施に関すること。
1 本 部 長	1 名	自治会長が兼務する。														
2 副 本 部 長	2 名	自治会副会長が兼務する。														
3 幹 事	若干名	自治会理事が兼務する。														
4 会 計	1 名	自治会会計が兼務する。														
5 監 査 役	2 名	自治会監事が兼務する。														

【防災計画の例】

〇〇〇〇〇〇自治会防災部防災計画	
<p>1 目 的</p> <p>この計画は、〇〇〇〇〇〇自治会防災部の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。</p> <p>2 計画事項</p> <p>この計画に定める事項は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災組織の編成及び任務分担に関すること。 2 防災知識の普及に関すること。 3 防災訓練の実施に関すること。 4 情報の収集、伝達に関すること。 5 出火防止、初期消火に関すること。 6 救出救護に関すること。 7 避難誘導に関すること。 8 給食、給水に関すること。 <p>3 防災組織の編成及び任務分担</p> <p>災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別途のとおり防災組織を構成する。</p> <p>4 防災知識の普及</p> <p>地区内住民の防災知識の高揚を図るため、次により防災知識の普及を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 普及事項 <ol style="list-style-type: none"> ア 防災組織及び防災計画に関すること。 イ 地震、火災、水害等についての知識に関すること。 ウ 地区周辺の環境に応じた防災知識に関すること。 エ 各家庭における防災対策に関すること。 オ その他防災に関すること。 2 普及の方法 <ol style="list-style-type: none"> ア 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配付 イ 部長会議、座談会、講演会、映画会等の開催 ウ パネル等の展示 	<ol style="list-style-type: none"> 3 実施時期 <p>火災予防週間、防災週間等のほか、自治会行事及び、会議等開催時に実施する。</p> <p>5 防災訓練の実施</p> <p>大震災の災害に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訓練の種類 2 個別訓練の種類 <ol style="list-style-type: none"> ア 情報の収集・伝達訓練 イ 出火防止・消火訓練 ウ 救出・救護訓練 エ 避難誘導訓練 オ 給食・給水訓練 3 総合訓練 4 訓練実施計画 5 訓練指導の要領等 6 訓練回数 <p>2以上の個別訓練について総合的に行うものをいう。</p> <p>訓練の実施に関しては、その目的、実施要領等を明らかにした実施計画を作成し地区住民に周知徹底するものとする。</p> <p>訓練実施に際しては、必要により消防本部及び市防災課の職員等を要請するものとする。</p> <p>個別訓練については随時とし、総合訓練については年1回以上実施するものとする。</p> <p>6 情報の収集伝達</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集伝達 2 情報の収集伝達の方法 <p>情報の収集伝達は、優先電話、テレビ、ラジオ、防災無線放送、携帯無線機、巡回広報、伝令等による。</p> <p>7 出火防止及び初期消火</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出火防止 <p>大地震等においては、火災の発生が被害をさらに大きくする原因であるので出火防止の徹底を図るため、毎月第1日曜日を「防災の日」とし、各家庭においては、次の事項を点検整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

5. 自主防災組織が平常時にすべきことは？

災害発生時の対応や被害の大きさは、日ごろからいかに地域住民が協力し合い、準備を行っていたかによって変わってきます。いざというときに組織の力を発揮できるよう、平常時においてもみんなで連携し合いながら防災活動に取り組みましょう。

(1) 地域住民への防災知識の普及

防災対策においては、まず住民一人ひとりが防災に関心をもち、準備することが重要です。地域に防災知識を普及させるため、みんなが集まれる楽しいイベントなどを開催してみましょう。

活動例



- 防災新聞の発行
- 防災カルテ・防災地図の作製
- 防災講演会・映画上映会の開催
- 地域のお祭りや運動会等での防災イベントの実施
- 防災キャンプの実施

(2)防災巡視・防災点検

防災の基本は、自分の住むまちをよく知ることです。地域内の危険箇所や防災上の問題点を洗い出しておきましょう。改善すべき点があれば、対策を立てて解決を。



点検ポイント

- 各家庭の防火用品の点検
- 燃えやすい物の放置状況
- 違法駐車や放置自転車の状況
- ブロック塀や石垣、看板、自動販売機等、倒れやすい物の点検
- がけ、よう壁、堤防などの状態

(3)防災資機材の整備

防災資機材は災害発生時に活躍します。地域の実情に応じて、必要な資機材を準備しておきましょう。また、日ごろからの点検や使い方の確認も忘れずに。



主な資機材

- ヘルメット
- 毛布、軍手、タオル、古着
- 消火器
- 担架
- 救急医薬品
- 非常食品
- 電池式メガホン
- ロープ
- 懐中電灯・強力ライト
- テント
- 携帯ラジオ
- ハンマー、バール、斧、スコップ、電動ノコギリ、大型ジャッキなどの作業道具
- はしご
- 自家発電装置
- 防水シート
- 炊飯用具 など

(4) 防災訓練

防災訓練は、いざというときに的確な対応をとるために欠かせないものです。地域の人たちの参加を積極的に呼びかけ、地域一丸となって防災訓練を行いましょう。



防災訓練の種類

- 初期消火訓練
- 避難誘導訓練
- 救出・救護訓練
- 給食・給水訓練
- 情報収集・伝達訓練

6. 自主防災組織が災害時にすべきことは？

みんなで力を合わせて活動災害時には、家屋等の下敷きになる人やけが人の発生、出火など、さまざまな事態が発生する可能性があります。

公共機関と連絡を取り合いながら、地域の人みんなで力を合わせて活動しましょう。

(1) 情報の収集・伝達



公的防災機関と連絡を取り合い、災害に関する正しい情報を住民に伝達します。また、地域の被害状況や火災の発生状況を取りまとめます。

(2) 救出活動



負傷者や倒壊した家屋などの下敷きになった人たちの救出・救助活動を行います。ただし、救出作業は危険を伴う場合がありますので、二次災害に十分注意してください。

(3) 初期消火活動



出火防止のための活動や、初期消火活動を行います。ただし、消防署や消防団が到着するまでの間、火災の拡大延焼を防ぐのが基本です。決して無理はしないように。

また、火の高さが自分の目線を超える高さとなった場合は無理をせず避難を優先しましょう。

(4) 医療救護活動



大災害時には大量の負傷者が出るため、すぐに医師による治療が受けられるとは限りません。その場合は応急手当を行い、救護所へ搬送しましょう。

(5) 避難誘導



住民を避難所などの安全な場所に誘導します。避難経路は災害の状況により変化しますので、公的防災機関と連絡を取り合うなど、正確な情報に基づき誘導を。

(6) 給食・給水活動



食料や水、応急物資などを配分します。また、必要に応じて炊き出しなどの給食、給水活動を行います。

【まとめ】

自主防災組織が平常時にすること・災害時にすること

【平常時にすること】

1. 地域住民への防災知識の普及
2. 防災巡視・防災点検
3. 防災資機材の整備
4. 防災訓練

【災害時にすること】

1. 情報の収集・伝達
2. 救出活動
3. 初期消火活動
4. 医療救護活動
5. 避難誘導
6. 給食・給水活動



第2章 浦安市からの助成制度・支援制度について

1. 浦安市自主防災組織設立及び事業費補助金について

(<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/anzen/bousai/1030671/1030825.html>)

毎年度、自主防災訓練、研修会等の活動を行う自主防災組織に対し、その事業に要した経費のうち、3万円を限度として交付する補助金です。

(自主防災組織を設立した年度は10万円を限度として交付)

申請方法などについては、上記URLのホームページをご確認ください。

2. 浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金について

(<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/anzen/bousai/1030671/1030828.html>)

毎年度、防災活動を行ううえで必要な防災器材等の購入に対し、その購入価格の3分の2(20万円を上限)を交付する補助金です。

申請方法などについては、上記URLのホームページをご確認ください。

上記の自主防災組織への補助金の詳細につきましては、「自主防災組織関係書類一式【様式集・支援事業の紹介】」を参照してください。

3. 浦安市自主防災組織防災資器材の貸付について

市では、次の防災資器材を無償で貸付けていますので、希望する自主防災組織については、申請をお願いいたします。

また、日常的な維持管理（点検や清掃等）については貸与を受けた自主防災組織にてお願いしていますが、不具合などありましたら、危機管理課までご連絡ください。

なお、可搬式小型動力ポンプについては、市による保守点検を年1回実施していますが、ガソリン・オイルの補給・交換や定期的な試験運転などの実施については貸与を受けた自主防災組織にお願いしています。

さいごに、資器材の使用方法については、動画にて紹介をしていますので、以下URLのホームページをご活用ください。

【自治会自主防災組織貸与資器材の取り扱い方法の動画】

（令和2年度 自治会自主防災組織連絡協議会防災リーダー研修動画）

動画①（ <https://www.youtube.com/watch?v=stTF6XxEhOM> ）

動画②（ <https://www.youtube.com/watch?v=hUUwOWxc4IA> ）

【貸与資器材名と写真の紹介】

➤ 可搬式小型動力ポンプ1セット



※ポンプ・吸水管・ガイドロープ・ストレーナー・ちりよけ籠
枕木・アルミ管鋸・サーチライト(三脚付)・ホース(20m×5本)
ガソリン携行缶(10リットル)・防火水槽開閉鍵(2個)

➤ 防火服一式2セット



防火衣



➤

防火帽



➤

防火靴



防火手袋

- 折り畳み式軽量リヤカー1台



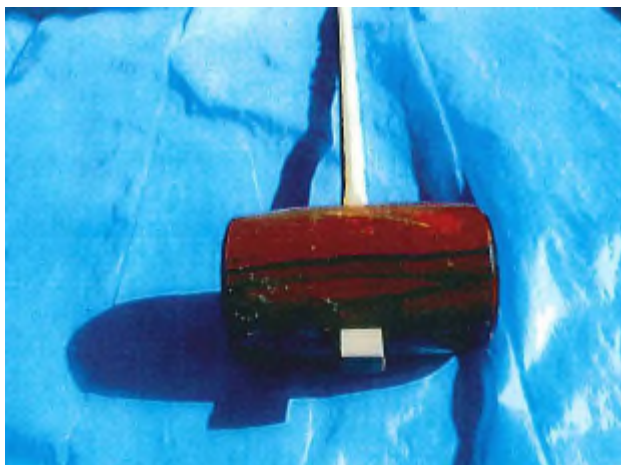
- ツルハシ5丁



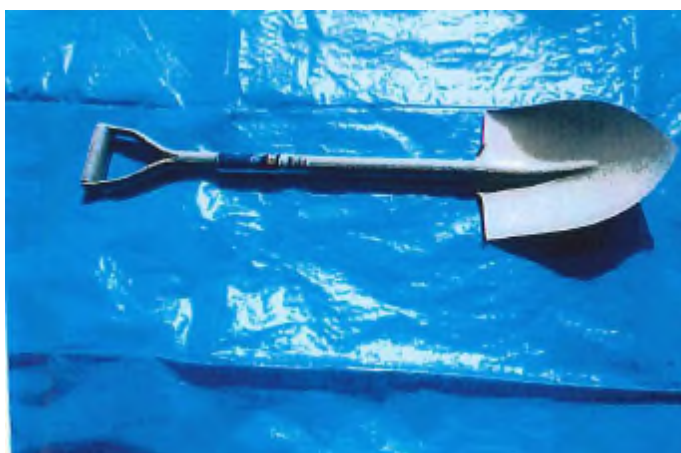
- 大ハンマー5丁



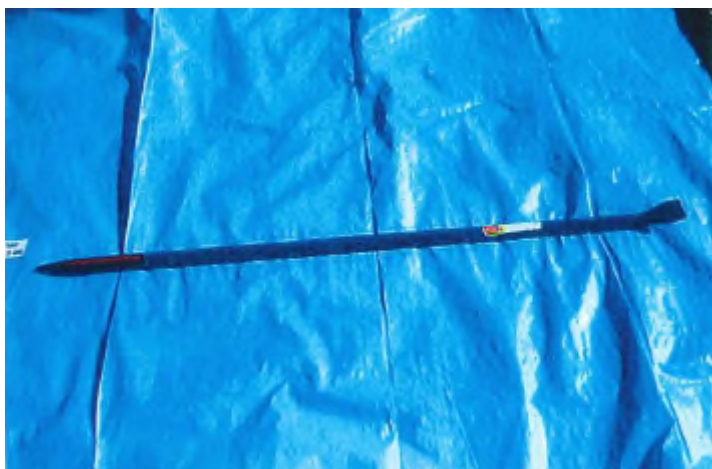
- カケヤ5丁



- 剣先スコップ5丁



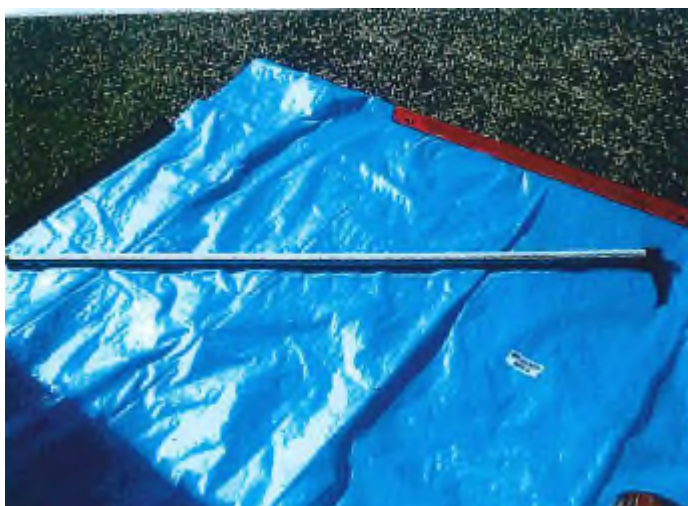
- テコバール5丁



- 番線カッター5丁



- 長トビ5丁



- 折り込み鋸5丁



- 弁慶5丁



- ジャッキ5基



- 救助ロープ (50m) 1本



4. その他の市の支援事業について

市では、自主防災組織の皆様が防災施設での体験学習を行う場合における市で所有している大型バスの利用、自主防災活動等に関するビデオの貸し出し等を行っています。

上記の支援事業につきましては、「自主防災組織関係書類一式【様式集・支援事業の紹介】」を参照してください。

5. 浦安市自治会自主防災組織連絡協議会について

(<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/anzen/bousai/1030673/1020180.html>)

浦安市自治会自主防災組織連絡協議会は、自治会の自主防災組織相互の協力体制と自主防災組織活動の充実を図ることを目的として、平成24年11月10日に設立されました。

本協議会は浦安市自治会連合会会員の自治会長で構成し、主に自主防災組織相互の情報交換に関すること、防災に関する知識の普及に関することなどの事業を行っています。

連絡協議会では、総会のほか、防災担当者による、新町、中町、元町の各部会の開催や、防災に関する研修会などを実施していますので、積極的に参加しましょう。

防災リーダー研修の様子



第3章 防災に係る参考情報について

1. 浦安市ホームページより

(1) 防災のてびき

(<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/anken/bousai/1030669/tebiki/1002115.html>)

防災のてびきは、もしものときの災害に備えて、家庭内での防災対策や地域での自主防災活動など、日頃の備えの重要性について知っていただくことを目的に作成しました。

家庭や地域での防災対策にお役立てください。



(2) 水害ハザードマップ

(<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/anken/bousai/1030669/1002110.html>)

市では、「洪水ハザードマップ」、「内水ハザードマップ」、「高潮ハザードマップ」や避難所の情報などをまとめた「浦安市水害ハザードマップ」を作成しました。この水害ハザードマップを使って、いざというときに備えましょう。

浦安で起こる水害の種類やお住まいの地域にどのような水害の危険性があるかを知っておきましょう

想定される水害に応じて避難する場所やタイミングを確認しましょう
水害が発生したときにすぐに行動できるようマイ・タイムラインを作成しましょう。



自分でつくる
水害時の防災行動計画
～マイ・タイムライン～

令和6年3月

浦安市自治会自主防災組織連合協議会

(3) 避難所運営マニュアル

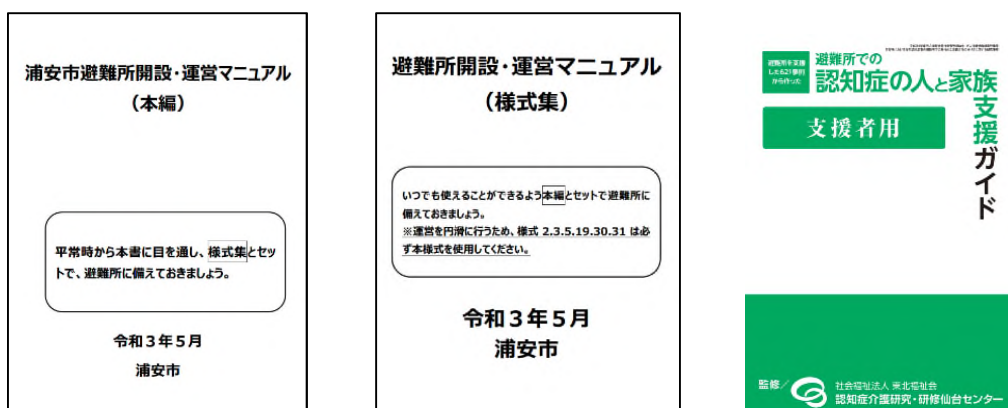
(<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/anken/bousai/1030666/1020183.html>)

市では、平成19年3月に避難所運営マニュアルを策定しました。その後、避難所ごとに避難所運営委員会が組織され、それぞれ独自の避難所運営マニュアルが作成されています。

令和3年5月に新型コロナウイルス感染症への対応の明確化などを目的として、すべての避難所の雛形となる浦安市避難所開設・運営マニュアルを修正しました。

また、各避難所の避難所運営マニュアルについては、避難所の開設・運営が迅速かつ効果的に行えるように、各自治会自主防災組織が主体となり避難所ごとの避難所開設・運営マニュアルを作成しました。

定期的な避難所運営委員会による会議や防災訓練などで、マニュアルを更新しましょう。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



昨今、全国的にも高齢化率及び認知症有症率が高まっており、災害時に生活の場となる避難所においても、福祉的な支援が必要な要配慮者の利用が想定されることから、認知症介護研究・研修仙台センターが発行している「避難所での認知症の人の家族支援ガイド」もあわせて確認しましょう。

(<https://www.dcnnet.gr.jp/pdf/download/support/research/center3/201/201.pdf>)

(4) 自主防災組織による消火栓を使用した初期消火活動について

(<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/anken/bousai/1030673/1034796.html>)

大規模災害時の初期消火活動に備えて

大規模災害発生時には、市内で同時多発的に火災が発生することが予想され、消防署や消防団による消火活動の対応が追いつかなくなる可能性もあります。

このような状況において、千葉県企業局と浦安市で「上水道における自主防災組織による消火栓の使用に関する覚書」を締結し、大規模災害時には自主防災組織が市内の消火栓を活用することが可能となりました。



使用可能範囲

大規模災害時における初期消火活動（広域的な災害などにより、当該自主防災組織の地域内で発生した火災に消防機関が対処できない場合。断水の場合消火栓から水は出ません。）

資機材を使用した初期消火訓練（訓練を行う場合は、必ず消防職員の立ち会いが必要となります）

使用可能団体

自主防災組織（地域の防災活動を行うため自治会を単位としておおむね100世帯以上で組織された団体であって、団体としての規約を持つもの）

使用条件

専用資機材の整備および書類の提出、訓練の実施

資機材の整備

資機材の整備には、浦安市自主防災組織器材等購入補助金を利用することができます。

(5) YouTubeで「備える！うらやすTV」や防災講演会の動画を配信しています
「備える！うらやすTV」

(<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/anken/bousai/1031993/1030224.html>)

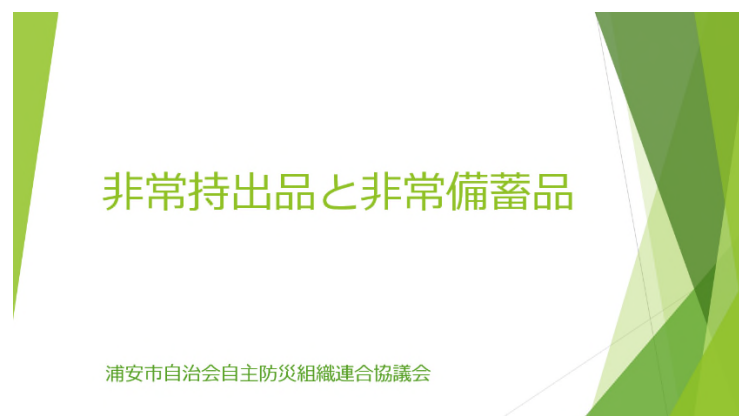
防災講演会

(<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/anken/bousai/1031993/1035586.html>)

市では、市民の皆さまが日頃から出来る防災対策や災害時に役立つ情報を、インターネット動画（YouTube）で配信しています。

「備える！うらやすTV」を見ながら、ご家族やご友人などと災害の備えについて、この機会にいま一度考えてみましょう。

また、防災意識の高揚および防災行動力の向上を図ることを目的に、防災講演会を開催しており、動画でもその様子をご覧いただくことができます。



2. 千葉県ホームページより（千葉県による研修会）

（ <https://www.pref.chiba.lg.jp/shougaku/bousaikensyuusentar.html> ）

千葉県防災研修センターでは、地域防災力の向上のため、地域の自主防災組織などを対象に、講義、図上演習、実技訓練など、様々な研修を実施します。

今後の地域、ご家庭などでの防災活動の参考に、是非当センターの研修を受講ください。

3. 総務省消防庁ホームページより

（ <https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/> ）

総務省消防庁では、自主防災組織の必要性から、自主防災組織の結成・運営体制の整備、自主防災組織が取り組むことが期待されている活動の内容、自主防災組織の活動の活性化に向けた連携の方策についてまとめた「自主防災組織の手引き」のほか、様々な活動について情報提供していますので、是非ご活用ください。

